



島根県報

令和元年7月2日(火)

号外第22号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

2

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

2

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年7月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「第26条第2項」を「第26条第3項」に、「指定関係投票区」を「及び指定関係投票区又は特例指定関係投票区」に改める。

第32条の2の表第15条第1項の部法第37条第2項の項を削る。

第32条の5の表第15条の部法第37条第2項の項を削る。

第8号様式の3中「指定関係投票区」を「及び指定関係投票区又は特例指定関係投票区」に、

「

」を「

」に

改める。

第9号様式中「並びに」を「及び」に、「その職務」を「その職務」に、「通り」を「とおりに」、

「

住 所	氏 名

」を「

住 所	氏 名	職務時間

」に改める。

第9号様式の2中「並びに」を「及び」に、「その職務」を「その職務」に改め、「職務を行う期日」の次に「及び時間」を加える。

第29号様式の3中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年7月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第3号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第46条の2第1項中「に記載した掲載文正副2通」を「（県委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文」に改め、同条第2

項を次のように改める。

2 掲載文の所定の場所には、最近撮影した候補者の写真を掲載することができる。

第46条の2に次の1項を加える。

3 前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。

第47条第1項中「黒色の色素により記載しなければならない」を「無彩色で記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第2項中「縦書で記載しなければならない」を「縦書きで記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第4項中「指定された場所に」を削る。

第47条の2中「記載しよう」とを「記載し、又は記録しよう」とに改める。

第49条の見出し中「文字の」を削り、同条第1項中「前2条」を「第47条及び第47条の2」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第50条の見出し中「及び印刷方法」を削り、同条第2項を削る。

第51条第1項中「すでに」を「既に」に、「記載しなおした掲載文正副2通」を「記載し直し、又は記録し直した掲載文」に改める。

第24号様式中

「 公職選挙法第168条第1項（島根県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条）の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、掲載文2通及び写真2枚を添えて申請します。」

「 公職選挙法第168条第1項（島根県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条）の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。」

記

1 掲載文 別添のとおり

2 写 真 別葉のとおり

備考

1 掲載文を書面で添付する場合にあつては、正副2通を添付すること。

2 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。」

改める。

第26号様式中「2通」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。